

平成 2 1 年第 2 回
上小阿仁村議会臨時会
会 議 録

平成 2 1 年 4 月 1 6 日 (開会)

平成 2 1 年 4 月 1 6 日 (閉会)

平成 21 年第 2 回上小阿仁村議会臨時会会議録

○招集（開会）年月日 平成 21 年 4 月 16 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成 21 年 4 月 16 日（13 時 00 分）

○出 席 議 員

1 番	齊 藤 鉄 子 君	2 番	小 林 信 君
3 番	長 井 直 人 君	4 番	石 川 富 三 君
5 番	鈴 木 米 雄 君	6 番	中 田 吉 穂 君
7 番	北 林 甚 一 君	8 番	武 石 善 治 君

○欠 席 議 員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	小 林 宏 晨
副 村 長	鈴 木 健 作
総務課長兼診療所事務長	鈴 木 義 廣
住 民 福 祉 課 長	鈴 木 壽 美 子
産 業 課 長	小 林 悦 次
主 幹 兼 建 設 課 長	加 賀 谷 敏 明
特別養護老人ホーム施設長	武 石 辰 久
代 表 監 査 委 員	山 田 貞 雄
教 育 長	小 林 茂
教育委員会事務局長	田 中 文 隆

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	萩 野 謙 一
議 会 書 記	小 林 京 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 平成 20 年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について
- 第 4 議案第 2 号 平成 20 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分報告について
- 第 5 議案第 3 号 平成 21 年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について
- 第 6 議案第 4 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 第 7 議案第 5 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 第 8 議案第 6 号 上小阿仁村村営林の林産物採取に関する条例の制定について

○本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○会議録署名議員の氏名

2 番 小 林 信 君

3 番 長 井 直 人 君

13 時 00 分 開会

○議長（武石善治） ただ今の出席議員は、8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 21 年第 2 回上小阿仁村議会臨時

会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（武石善治） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により議長において、2 番 小林信君、3 番 長井直人君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（武石善治） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

説明員の通告

○議長（武石善治） 説明員の通告がありますので報告いたします。

副村長、鈴木健作君。総務課長兼診療所事務長、鈴木義廣君。住民福祉課長、鈴木壽美子君。産業課長、小林悦次君。主幹兼建設課長、加賀谷敏明君。特別養護老人ホーム施設長、武石辰久君。代表監査委員、山田貞雄君。教育長、小林茂君。教育委員会事務局長、田中文隆君。

日程第3 議案第1号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第3 議案第1号 平成20年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 予算関係議案の2ページをお開き願います。専決処分書であります。3月31日付けの専決となっております。

内容につきましては歳入歳出からそれぞれ589万9,000円を減額しまして、補正後の歳入歳出の予算額を26億4,481万6,000円とする補正内容となっております。

詳細につきましては9ページをお開き願います。歳入からであります。

6款1項1目地方消費税交付金につきましては実績に基づきまして392万5,000円の減額となっております。

同じく7款1項1目自動車取得税交付金につきましても実績見込みで141万3,000円の減額となっております。

9款1項1目地方交付税であります。9,892万2,000円の追加であります。これにつきましては特別交付税の3月分確定したのに伴っております。ちなみに特別交付税の20年度の決定の総額につきましては1億4,892万2,000円となっております。

次のページをお開き願います。14款3項6目土木費委託金あります。これは県道除雪費に伴う県からの補助金で150万8,000円の追加となっております。

16 款 1 項 1 目総務費寄付金 200 万 9,000 円の追加であります。その内訳としましては説明の方にありますけれども、一般寄付金ということで 199 万 9,000 円、既定の 1,000 円がありますのでトータルで 200 万円となります。これは上小阿仁観光物産株式会社からの寄付金となっております。い樹い樹かみこあに応援基金寄付金といたしまして 1 名の方から寄付をいただきまして 3 月に 1 万円追加しております。

17 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金であります。1 億 300 万円の減額となっております。最終的に財調の基金からの借入はゼロとなっております。

次に歳出に移ります。11 ページであります。

2 款 1 項 13 目地域振興基金費 200 万円の追加であります。これは、かみこあに観光物産株式会社からの寄付金を地域振興基金に積立したものであります。

14 目い樹い樹かみこあに応援基金費 1 万円の追加であります。1 名から寄付をいただきました 1 万円を積み立てております。最終的に 20 年度分の寄付金の総額は 87 万円、17 名の方からご寄付をいただいております。

4 款 3 項 1 目診療所費 148 万 3,000 円の減額となっております。これは北秋田市上小阿仁村病院組合の負担金の減額でありまして、特別交付税の算入額の確定の精算に伴いまして 148 万 3,000 円を減額しております。

次のページをお開き下さい。8 款 2 項 1 目道路維持費 577 万 5,000 円減額であります。道路除排雪委託料の実績見込みで減額してあります。

予備費につきましては 65 万 1,000 円の減額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 1 号 平成 20 年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第 4 議案第 2 号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第 4 議案第 2 号 平成 20 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 14 ページをお開き願います。平成 21 年 3 月 31 日付けの専決処分となっております。

内容につきましては15ページ歳入歳出からそれぞれ145万5,000円減額し補正後の総額を9,267万8,000円とするものであります。内訳につきましては、21ページ22ページになります。

歳入につきましては、下五反沢・中五反沢間の橋の架け替えによる下水道管の移設ということで補償金145万5,000円となっております。

次のページ歳出、同じ額145万5,000円の減額、これは工事の完了に伴う減額となっております。

以上です。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第2号 平成20年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分報告についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第5 議案第3号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第5 議案第3号 平成21年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 24ページをお開き願います。平成21年4月1日付けの専決処分となっております。

内容につきましては次のページ歳入歳出からそれぞれ246万6,000円追加し補正後の総額を23億1,665万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、31ページをお開き願います。歳入であります。

12款1項1目総務使用料、指定管理に伴いましてコミュニティセンター使用料393万8,000円の減額であります。自動販売機の設置料も含めております。

14款2項8目労働費県補助金619万8,000円であります。この内訳につきましてはふるさと雇用再生臨時対策基金事業費188万1,000円、緊急雇用創出臨時対策基金事業費431万7,000円の追加であります。

14款3項1目総務費委託金23万6,000円の追加であります。これは県議会議員の補欠選挙の分の追加であります。

次のページをお開き願います。19款4項5目雑入であります。コミュニティセンターの牛乳販売手数料を3万円減額しております。

次のページ33ページ歳出であります。

2款1項10目コミュニティセンター管理費、トータルで412万3,000円の減額となっております。12日までの支出分を残してそれぞれ減額しております。賃金で45万6,000円、需用費379万1,000円、役務費7万3,000円。委託料につきましては管理料500万追加、差引86万4,000円となっております。次のページをお開き願います。14節使用料及び賃借料66万7,000円の減額となっております。

次に2款4項4目秋田県知事・県議会議員選挙費ということで25万9,000円の追加であります。これにつきましては県議会議員補欠選挙に伴う予算をそれぞれ追加しております。

次に5款1項2目労働諸費であります。歳入と同額で619万8,000円の追加で、7節の賃金194万4,000は道路側溝の敷設に伴う人夫賃金で、需用費は6万円となっております。次のページ13節委託料であります。406万8,000円の追加であります。内容につきましては低コスト型林地活用産業振興実証事業委託料ということで140万9,000円、土壌改良材生産事業委託料77万8,000円、スローツーリズム推進事業委託料として188万1,000円の追加であります。14節の使用料及び賃借料につきましては車借上料12万6,000円の追加であります。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費、補正総額が762万2,000円の追加であります。その内訳につきましては13節委託料で380万円。これは村道長信田羽立線の測量設計監理業務委託料127万8,000円、保安林解除申請業務委託料としまして252万2,000円の追加となっております。15節の工事請負費につきましては、村道長信田羽立線の災害復旧工事に伴う377万4,000円を追加しております。次のページ17節公有財産購入費ということで用地購入4万8,000円をみております。

不足分につきましては14款1項1目予備費749万を減額しております。

以上です。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第3号 平成21年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第6 議案第4号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第6 議案第4号 上小阿仁村村税条例の一部を改

正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（鈴木壽美子） 上小阿仁村議会臨時会提出議案2ページを開いていただきたいと思えます。21年3月31日付け専決ということで、上小阿仁村村税条例の一部を改正するとなっております。

3ページの方へ入らせていただきます。条例の一部改正の条例ですが、中身につきましては住宅特別控除が21年から25年までに住宅に入居した者に対して22年度から35年度までの10年間を控除することができるという規定でございます。

上場株式の配当所得につきまして申告分離課税を選択することができるという改正でございます。

21年に取得した土地を5年を超えて所有していた場合に譲渡所得から1,000万円控除できるという規定が設けられております。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告として耐久性等の一定の要件を満たす住宅についても申告ができるという規定がもられております。

固定資産税につきましては21年から評価替によりまして変わっておりますので改正になっております。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第4号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第7 議案第5号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第7 議案第5号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木壽美子） 13ページをお開きいただきたいと思えます。平成21年3月31日付け専決、上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決してございます。

次のページをお開きいただきたいと思えます。上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありまして、中身につきましては介護納付金の課税

限度額を9万円から10万円に改めるということでございます。それと2割軽減の要件を削除してございます。

村税の方にもありましたけれど上場株式の配当所得につきまして申告分離課税制度が設けられたことに伴いまして国保の方でも改正されております。

これも同じなんですけど、土地の長期譲渡所得に対する特別控除は1,000万円の控除があるということで、これも改正されております。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第5号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告の件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第8 議案第6号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第8 議案第6号 上小阿仁村村営林の林産物採取に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（小林悦次） 提出議案の17ページをお開き願いたいと思います。林産物採取に係る入林許可証交付手数料を徴収するための条例を制定いたします。

次の18ページ以降林産物の保護を図ることを目的に条例の制定をさせていただきます。対象とする場所につきましては村の直営林、村行造林、他の者が所有し村が管理している部分2カ所を想定しております。対象とする林産物については山菜、たけのこ、きのこ類を対象。第4条におきましては村民につきましてはこれまでどおり無償で林産物を採取できるということにしてあります。入林の許可地区につきましては村長が別に定める区域を対象と考えています。入林料につきましては1人1日1,000円と考えております。

この条例は公布の日から施行するということで上程してありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第6号 上小阿仁村村営林の林産物採取に関する条例の制定についての

件を採決いたします。

本案は討論を省略し原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

閉 会

○議長(武石善治) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成21年第2回上小阿仁村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

13時27分 閉会